

令和7年度
住んでよし
しずおか木の家
推進事業

静岡県林業振興課



県産木材を住宅に使って 地域の森林を元気にしよう

「しずおか優良木材等」の

品質の確かな県産材製品を使用して、

住宅を新築・増改築、リフォーム

する**施主**に補助します。

新築等520棟・リフォーム500棟 先着順

<申込期間>

開始：令和7年4月1日（火）

終了：令和8年2月20日（金）（必着）

※予算の範囲内において先着順です

<補助額（1棟あたり）>

改正

区 分	新築・増改築	リフォーム
しずおか優良木材等 使用量	4 m ³ ～	10m ² ～
補助額	4～40万円/棟	3.5～18万円/棟
（参考）R6補助額	4～30万円/棟	3.5～14万円/棟

「しずおか優良木材等」とは

＜しずおか優良木材＞

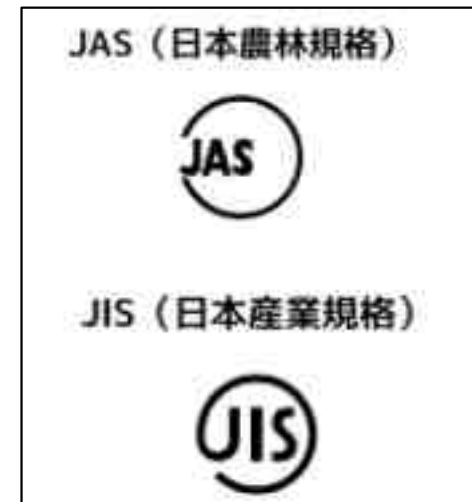
- ・ しずおか優良木材認証審査会
が認定した工場が生産した
品質、含水率、強度等の検査
に合格した認証製品

※認定工場は**23工場**（令和7年3月時点）



＜静岡県産 J A S ・ J I S 製品＞

- ・ 静岡県産材証明制度によって
産地を証明され、かつ、
合法性を証明された木材を
使用した**JAS ・ JIS 製品**



申込条件 <新築・増改築、リフォーム共通>

- ・ **自ら居住**するために**県内**において**住宅**を**新築・増改築**または**リフォーム**すること
- ・ 施工者の事業所または営業所が県内にあること
- ・ 設計者または施工者が、
「**しずおか木の家推進事業者**」であること
- ・ アンケートや住宅見学会開催に協力できること
- ・ 施工者の製品購入先が、**静岡県産材証明制度**によって**産地を証明**でき、かつ、**合法性を証明**できる業者であること

しずおか木の家推進事業者

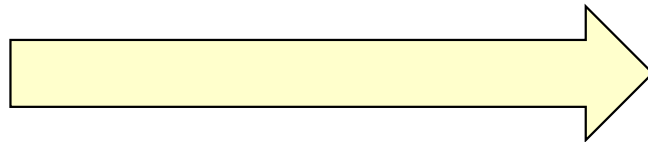
応募用紙を提出することで、事業者登録ができます

募集対象

- ・ 県内に事務所又は営業所を有する住宅設計者、施工者
- ・ 施主（県民）に対し、品質の確かな県産材製品の利用を積極的に提案できる者
- ・ 県が指定する研修会等に積極的に参加できる者
- ・ 県産材や森林認証材を使用する意義や木の良さを広く県民に情報発信できる者



**施主（県民）に県産材
の利用を提案**



**県産材や森林認証材
を使用する意義や木
の良さを発信**



申込条件・補助内容<新築・増改築>



<申込条件>

しずおか優良木材等を4 m³以上使用すること

<補助内容>

しずおか優良木材等の利用率	補助額 (しずおか優良木材等)	上限額
50%以上	15,000円/m ³ ×使用量(m ³)	30万円
50%未満	10,000円/m ³ ×使用量(m ³)	20万円

改正

しずおか優良木材等のうち、
森林認証材を使用した場合に加算

+

補助額（森林認証材加算）	上限額
5,000円/m ³ ×森林認証材使用量(m ³)	10万円

改正のポイント：森林認証材加算

＜森林認証とは＞

持続的な森林管理を第三者機関が評価し、認証する制度



認証の種類	F M 認証	C o C 認証
内容	森林管理を対象とした認証	流通・加工を対象とした認証

＜加算の対象になる「森林認証材」とは＞

森林認証（F M 認証）を受けた森林から生産され、製材・加工された製品（CoC認証を取得した事業者が、適切に**分別管理**し、製材・加工したものであること。）

改正のポイント：森林認証材加算

＜森林認証材加算の例＞

- ①県産材利用率50%以上（補助単価15,000円）の住宅で、
しずおか優良木材等15m³のうち、森林認証材を10m³使用
した場合

$$\begin{array}{rcl} 15\text{m}^3 \times 15,000\text{円/m}^3 & + & \text{認証材加算} \\ = 225,000\text{円} & + & 10\text{m}^3 \times 5,000\text{円/m}^3 \\ & & 50,000\text{円} \\ = \underline{275,000\text{円}} \end{array}$$

- ②県産材利用率50%以上（補助単価15,000円）の住宅で、
しずおか優良木材等30m³のうち、森林認証材を15m³
使用した場合

$$\begin{array}{rcl} 30\text{m}^3 \times 15,000\text{円/m}^3 & + & \text{認証材加算} \\ = 300,000\text{円 (上限)} & + & 15\text{m}^3 \times 5,000\text{円/m}^3 \\ & & 75,000\text{円} \\ = \underline{375,000\text{円}} \end{array}$$

1 棟当たりの木材使用量のうち、 しずおか優良木材等の県産材利用率 の算出方法

$$\text{県産材利用率} = \text{県産材利用量} \div \boxed{\text{木材利用量}}$$

$$\text{延床面積(m}^2\text{)} \times 0.2(\text{m}^3)$$

※ 一般的に、床面積1m²あたり0.2m³の木材を使用しているものとして計算

例) 県産材利用量15m³ 延床面積 100m²の場合

$$\text{木材利用量} : 100\text{m}^2 \times 0.2\text{m}^3 = 20\text{m}^3$$

$$\text{県産材利用率} : 15\text{m}^3 \div 20\text{m}^3 = \mathbf{0.75 (=75\%)}$$

県産材利用率50%以上なので、上限額は30万円
(森林認証材加算を含めると上限額40万円)

申込条件・補助内容<リフォーム>



<申込条件>

仕上げ材※にしずおか優良木材等を10m²以上使用すること

※壁、床、天井などの板張り等（下地材、カウンターや棚などの家具は対象外）

<補助内容>

補助額（しずおか優良木材等）	上限額
3,500円/m ² ×使用面積(m ²)	14万円

改正

しずおか優良木材等のうち、
森林認証材を使用した場合に加算

+

補助額（森林認証材加算）	上限額
1,000円/m ² ×森林認証材使用面積(m ²)	4万円

改正のポイント：森林認証材加算

＜森林認証材加算の例＞

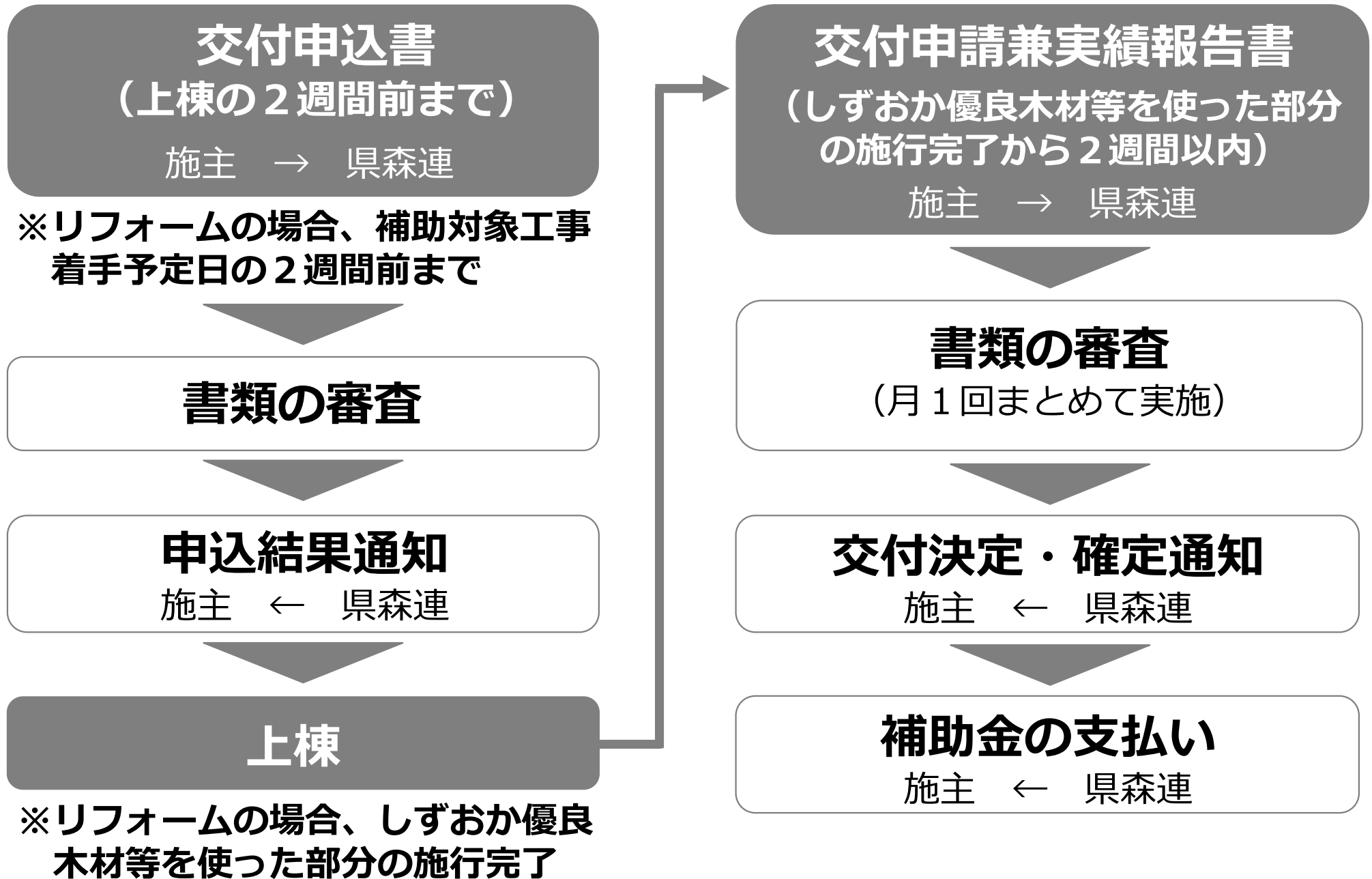
- ① しずおか優良木材等30m²のうち、森林認証材を10m²使用した場合

$$\begin{array}{rcl} 30\text{m}^2 \times 3,500\text{円/m}^2 & + & \text{認証材加算} \\ = 105,000\text{円} & + & 10\text{m}^2 \times 1,000\text{円/m}^2 \\ = \underline{115,000\text{円}} & + & 10,000\text{円} \end{array}$$

- ② しずおか優良木材等50m²のうち、森林認証材を50m²使用した場合

$$\begin{array}{rcl} 50\text{m}^2 \times 3,500\text{円/m}^2 & + & \text{認証材加算} \\ = 140,000\text{円（上限）} & + & 50\text{m}^2 \times 1,000\text{円/m}^2 \\ = \underline{180,000\text{円}} & + & 40,000\text{円（上限）} \end{array}$$

住んでよし しずおか木の家推進事業の流れ



交付申込書の申込期日

最終受付：令和8年2月20日（金）まで（必着）

＜新築・増改築＞

上棟予定日の2週間前まで

※建売住宅は売買契約書の締結後の1ヶ月以内

＜リフォーム＞

補助対象工事着手予定日の2週間前まで

※**令和7年4月1日から4月30日**までに上棟を予定している場合やリフォームの補助対象工事を着手する予定の場合は、遅くとも、**令和7年4月16日**までに静岡県森林組合連合会に交付申込書を提出してください。

交付申込時の提出書類

提出書類	新築・増改築	リフォーム
①補助金交付申込書	○	○
②木びろい表	○	○
③現地案内図	○	○
④平面図	○	○
⑤建築確認済証（写）	○	
⑥工事請負契約書（写）		○

※ 建売住宅の場合、別に提出書類が必要です。

提出書類の留意点（補助金交付申込書）

改正

下記の住宅について、住んでよし しずおか木の家推進事業の補助金を利用したいので、次のとおり提出します。

交付区分	新築・増改築 (注文住宅)	交付申請予定額 【e+f】	自動入力	円
(略)				
優良 しずおか 木材等	しずおか優良木材 【b】 (小数点以下4桁まで記入)	㎡		㎡
	合計 【b+c】 (小数点以下切り捨て)	自動入力	㎡	㎡
	しずおか優良木材等の使用割合 (%)		【(b+c)/a × 100】	
補助 予定額	補助単価 (しずおか優良木材等)	自動入力	円	円
	補助単価 (森林認証材加算分)	5,000	円	円

改正のポイント

森林認証材の使用量及び森林認証材加算額の記入欄を追加

申請兼実績報告書の提出期日

<新築・増改築、リフォーム>

【基本】

しずおか優良木材等を使った部分の**施工が完了した日から2週間**

【施工の完了が令和8年3月1日以降の場合】
令和8年3月15日

上棟やしずおか優良木材等を使った部分の施工が
令和8年3月8日までに完了している必要があります。

申請兼実績報告時の提出書類

提出書類	新築・増改築	リフォーム
①補助金交付申請兼実績報告書	○	○
②しずおか優良木材製品出荷証明書	○	○
③県産材販売管理票の写し（コピー） ※合法的に伐採された木材であることを記載	○	○
④現場写真	○	○
⑤請求書	○	○
⑥領収書の写し ※ 工事内訳を具体的に記載		○

改正

＋ 森林認証材加算を受ける場合は⑦を提出

⑦森林認証材を証明する書類 （②または③による証明可）	○	○
--------------------------------	---	---

※建売住宅の場合は、①と⑤の提出書類が必要です。

提出書類の留意点（補助金交付申請兼実績報告書）

改正

年 月 日付け申込結果番号 号で通知を受けた住んでよし しずおか木の家
推進事業の補助金について、次のとおり交付申請兼実績報告します。

交付区分	新築・増改築 (注文住宅)	交付申請額 【e+f】	自動入力	円
(略)				
しず おか 優良 木材 等	しずおか優良木材【b】 (小数点以下4桁まで記入)	³ m	県産材 JAS・JIS 製品【c】 (小数点以下4桁まで記入)	³ m
	うち森林認証材	³ m	うち森林認証材	³ m
	合 計 【 b + c 】 (小数点以下切り捨て)	自動入力 ³ m	【b+c】のうち森林認証材【d】 (小数点以下切り捨て)	自動入力 ³ m
	しずおか優良木材等の使用割合【(b+c)/a×100】			自動入力
予 定 補 助 額	補助単価 (しずおか優良木材等)	自動入力 円	補助予定額【e】 (【b+c】×補助単価)	自動入力 円
	補助単価 (森林認証材加算分)	5,000 円	補助予定額【f】 (【d】×補助単価)	自動入力 円

改正のポイント

森林認証材の使用量及び森林認証材加算額の記入欄を追加

提出書類の留意点（「県産材証明」と「合法証明」）

県産材証明は、「静岡県産材販売管理票」を使用し、証明してください。

合法証明は、
①「合法木材であることの文言」、
②「認定団体名・認定番号」
を記載してください。

※「合法木材供給事業者認定書」に記載されている「認定団体名・認定番号」を記載してください。

標準交付：静岡県木材協同組合連合会

静岡県産材販売管理票 正・副 (2枚複写)

一次・二次・三次・()

年 月 日

管理票番号 (登録) 業者番号 (発行番号) (市町番号)

品番・品名	L(長さ)	W(幅)	H(厚さ)	数量	材種	備考

注：①原木・丸太：「W」を求口径と読み替え。「H」は記載しない。
②加工品等：県産材の使用が一部となる場合は、備考欄にその割合を記入する。

※ 本品は合法木材です
合法木材供給事業者認定
認定団体名・認定番号

本票は、静岡県産材の販売を証明するために定められた様式で、静岡県木材協同組合連合会が認定した県産材取扱業者のみが発行できるものです。

住 所
業 者 名
代 表 者 名

提出書類の留意点（森林認証材証明）

改正

<しずおか優良木材の場合>

しずおか優良木材製品出荷証明書									
建設業者住所 名称					建設地 施主氏名				
名称	径	長さ (m)	断面寸法 (cm)		単積 (m ²)	しずおか優良木材製品			
			縦 × 横	木材量		材積 (m ³)	うち森林認証材(m ²)		
構造用製材									
(略)									
上記の製品は、表面しずおか優良木材製品品質規格基準を満たしたしずおか優良木材製品であることを証明します。また、この製品は、合法的に伐採された木材のみを原料としています。									
合法木材協会事業者認定番号 静岡県木造〇〇号 しずおか優良木材製品生産認定工場 (認定番号 第〇〇号)									
CoC管理事業体 (CoC番号 〇〇)									
住所					年 月 日				
認定工場名									

しずおか優良木材
認定工場が発行する

「しずおか優良 木材製品出荷 証明書」

を提出することにより証明可能。

【改正ポイント】

- ・ 森林認証材の使用量を記入
- ・ 森林認証（CoC認証）の認証番号を記入

提出書類の留意点（森林認証材証明）

改正

< J A S ・ J I S 製品の場合 >

静岡県産材販売管理票 正・副（2枚複写）

静岡県木材協同組合連合会

一次・二次・三次・（ ） 年 月 日

管理票番号 〈（登録）業者番号〉－〈発行番号〉－〈市町番号〉

認定工場番号 ●● ××号
本物件の合法性を証明いたします。

品番・品名	L（長さ）	W（幅）	H（厚さ）	数量	材積	備考
製品の名称						製品番号

- ・ 静岡県産材販売管理票の「品番・品名」又は「備考」に**森林認証材を仕様としている製品の名称と製品番号**を記載してください。

※上記によって証明できない場合は、森林認証材を使用したことが分かる独自の証明書類を提出してください。

提出書類の留意点（現場写真）



しずおか優良木材の
「S-WOODシール」
が見える
ように写真
を撮って
ください



「しずおか優良木材の家」のぼり旗
がわかる写真を撮ってください



J A S ・ J I S 製品のマークが
わかる写真を撮ってください

補助枠一括登録制度

（補助金の枠を事前に登録できる制度）

項 目	内 容
目 的	県産材を計画的に調達できるように支援
効 果	補助金の枠の確保・事務簡素化（木びろい表不要）
対 象 者	しずおか木の家推進事業者（県内の住宅施工者等）
対象施設	住宅の新築・増改築（注文住宅・建売住宅）
受付期間	4月1日から6月30日（3ヶ月）まで（先着順）
対象住宅	4～9月（上半期）までに上棟予定の住宅
提出書類	補助枠一括登録書ほか（県森連HPに掲載）

補助枠一括登録書

＜補助枠一括登録書に記載する内容＞

県産材 利用率	補助 単価 (千円/㎡)	申込 棟数 (棟)	1棟当たりの平均		申込全棟数分	
			県産材使用量 (㎡)	補助金額 (千円)	県産材使用量 (㎡)	補助金額 (千円)
			うち森林認証材		うち森林認証材	
50%以上	15					
50%未満	10					
合 計	—					

申込全棟分
の補助金の
枠を確保

※【改正】森林認証材の使用量記載欄を追加

＜補助枠一括登録に必要な提出書類＞

提 出 書 類	① 補助枠一括登録書	(様式第18号)
	② 県産材使用住宅施工計画書	(様式第19号)
	③ 県産材使用住宅月別施工計画表	(様式第20号)
	④ 木拾い表 (標準的な仕様の住宅)	(様式第16号)

他事業との併用

- ・ **市町、団体などの補助事業との併用は制限なし**

※市町・団体側の補助事業において、補助金の併用を制限している場合がありますので、併用を検討している補助事業を所管する市町・団体にも別途お問い合わせください。

- ・ **県の補助事業との併用**

※「しずおか木使い施設推進事業」との併用は不可

※「省エネ住宅普及推進事業」と「テレワーク対応リフォーム事業」の「県産材補助加算」との併用は不可

**静岡県・市町の住宅補助事業の情報は、
お手元のチラシをご参考ください**

他事業との併用

住んでよししずおか
木の家推進事業

×

住宅ローン
【フラット35】
(住宅金融支援機構)

金利の引き下げが
受けられます

静岡県の「住んでよし しずおか木の家推進事業」を利用すると、
住宅ローン【フラット35】の金利引き下げが受けられます。



住宅に静岡県産木材を取り入れよう！

最大 **30万円** の補助金の交付が受けられます！

住んでよし しずおか木の家推進事業

×

【フラット35】Sとの併用で
さらに金利引き下げ！

当初5年間の借入金利 年 **0.25%** 引下げ
【フラット35】地域連携型（地域活性化）

申込・問合せ

○ 静岡県森林組合連合会（土曜・日曜・祝祭日は休業）
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館 9 階
【 TEL 】 054-253-0195
【E-mail】 s-wood@s-kenmori.net

申込等に必要な資料やお知らせは、
ホームページに掲載されています

チェック！



補助事業に関する相談

○ 静岡県林業振興課
【 TEL 】 054-221-2691
【E-mail】 rinshin@pref.shizuoka.lg.jp